

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月13日

【四半期会計期間】 第173期第2四半期
(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 株式会社ニッピ

【英訳名】 Nippi, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村桂作

【本店の所在の場所】 東京都足立区千住緑町1丁目1番1号

【電話番号】 03(3888)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 井上善之

【最寄りの連絡場所】 東京都足立区千住緑町1丁目1番1号

【電話番号】 03(3888)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 井上善之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第172期 第2四半期 連結累計期間	第173期 第2四半期 連結累計期間	第172期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	22,142	21,973	43,651
経常利益 (百万円)	285	1,055	843
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	129	748	172
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	124	632	84
純資産額 (百万円)	28,115	28,391	27,907
総資産額 (百万円)	68,753	68,166	67,910
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	45.12	260.25	59.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	40.17	40.89	40.36
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,214	1,266	2,034
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,285	443	3,190
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	823	1,125	29
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	4,204	3,635	3,948

回次	第172期 第2四半期 連結会計期間	第173期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額() (円)	21.45	128.66

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第172期及び第173期第2四半期連結累計期間並びに第172期においては、潜在株式がないため潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、米中の貿易摩擦の影響や世界的な自動車販売及び半導体関連の低迷により製造業を中心に停滞感が見られ始めております。今後の景気の先行きは、消費増税による消費の落ち込みや輸出の減速、建設需要の消極化などの懸念材料が多く、不透明感は一層強まっております。

このような経営環境のもと、コラーゲン・ケーシングは、国内需要が停滞するなか、海外販売での価格改定や生産効率化などの収益改善施策に引き続き取り組んでおります。また、コラーゲンペプチドの需要は旺盛で好調に推移しており、国内外ともに魚由来製品の価格改定を進めております。なお、8月にコラーゲンペプチドの新工場が完成し稼働を開始しました。

また、賃貸・不動産事業では、10月1日付「当社なんば地区所有地の開発について」にてお知らせいたしましたとおり、大阪市浪速区なんばの一部所有地における開発計画の本格的始動を決定しており、その準備作業として埋蔵文化財調査に着手し、その概算額を特別損失に計上しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、21,973百万円(前年同四半期比0.8%減)となりました。

また、営業利益は、1,090百万円(同448.1%増)、経常利益は、1,055百万円(同269.8%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は、748百万円(同476.8%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、営業利益は、セグメント間の内部取引による損益を振替消去した後の金額であり、セグメント利益(セグメント情報)は、これを振替消去する前の金額であります。

コラーゲン・ケーシング事業

国内販売は、需要が伸び悩む状況が続いており減収となりました。輸出販売は、在庫削減を意図した拡販により増収となりました。海外の競合他社との厳しい価格競争のなか収益改善に引き続き取り組んでおります。また、生産面では製造工程の改善等による製造原価の低減施策を推進しております。

この結果、売上高は、5,057百万円(前年同四半期比3.3%増)、営業利益は、538百万円(前年同四半期は営業損失 213百万円)、セグメント利益は、408百万円(前年同四半期はセグメント損失 551百万円)となりました。

ゼラチン関連事業

ゼラチンは、カプセル用や惣菜用が堅調に推移して増収となりました。ペプチドは、魚原料が不足する状況が続いているものの、健康食品用や医薬用などが好調に推移しました。また、魚由来の製品に関しては、段階的に価格改定を進め引き続き収益の改善に取り組んでおります。

この結果、売上高は、4,992百万円(同2.8%増)、営業利益は、481百万円(同21.9%増)、セグメント利益は、485百万円(同23.0%増)となりました。

化粧品関連事業

スキンケア化粧品は、引き続き好調な通販市場を通じた販売に加え、消費増税前の駆け込み需要もあり、順調に推移いたしました。健康食品は、既存顧客のリピート購入を維持することができたことで堅調に推移いたしました。新規顧客の獲得は苦戦しているものの、誘因方法の見直し等により回復の兆しが出てきております。

なお、化粧品関連での広告効率が向上しており、売上拡大のため、広告宣伝費の投入額を増やしております。

この結果、売上高は、2,330百万円(同9.0%増)、営業利益は、82百万円(同22.0%減)、セグメント利益は、20百万円(同53.1%減)となりました。

皮革関連事業

靴用革、輸入原皮、靴用部材の加工は、堅調に推移したものの、自動車ハンドル用革は、国内及び中国の景気減速の影響を受けて減少しました。

この結果、売上高は、5,009百万円(同7.5%減)、営業利益は、194百万円(同5.1%減)、セグメント利益は、163百万円(同9.3%減)となりました。

賃貸・不動産事業

大阪市浪速区の土地賃貸事業は、駐車場用賃貸により暫定的に活用しておりますが、その一部において開発計画の本格的始動を決定し、その準備作業に着手するため、賃貸対象面積を減少いたしました。

また、再開発中の東京都足立区の土地賃貸事業は、大規模商業施設、保育所、フットサルコート、駐車場用地のほか、仮設中学校用地として足立区に期限付きで賃貸しており、一部賃料改定も実施し堅調に推移しております。

この結果、売上高は、398百万円(同2.9%増)、営業利益は、318百万円(同4.5%増)、セグメント利益は、543百万円(同26.1%減)となりました。

食品その他事業

iPS細胞関連などバイオ事業は順調に推移しましたが、有機穀物、イタリア食材、架橋塩化ビニルの販売は、前年同期を下回りました。

この結果、売上高は、4,184百万円(同5.9%減)、営業利益は、128百万円(同11.3%増)、セグメント利益は、123百万円(同11.7%増)となりました。

当第2四半期連結会計期間末における総資産は68,166百万円となり、前連結会計年度末と比べ256百万円増加しました。これは主に、棚卸資産が200百万円増加したことなどによるものです。

なお、コラーゲンペプチド製造工場の完成に伴い、建設仮勘定から建物及び構築物、機械装置及び運搬具にそれぞれ振り替えを行っております。

当第2四半期連結会計期間末における負債は、39,775百万円となり、前連結会計年度末と比べ227百万円減少しました。これは主に、支払手形及び買掛金が355百万円、短期借入金が876百万円減少した一方で、設備関係支払手形などのその他流動負債が741百万円、長期末払金が265百万円増加したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、28,391百万円となり、前連結会計年度末と比べ483百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が増加したことによるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ313百万円減少し、3,635百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間と比べ税金等調整前四半期純利益は941百万円(前年同四半期比237.5%増)の増益となりましたが、たな卸資産が839百万円増加し、仕入債務が339百万円減少し、法人税等の還付額が597百万円発生したことなどの結果、51百万円(同4.2%増)収入が増加し、1,266百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間と比べ有形固定資産の取得による支出が減少した結果、841百万円(同65.5%減)支出が減少し、443百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間と比べ短期借入金が大きく純減し、長期借入れによる収入が増加したことなどの結果、301百万円(同36.6%増)支出が増加し、1,125百万円の支出となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事実上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本プラン」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合にこれに応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、1907年の創業以来、企業価値向上の取り組みを行ってまいりました。

当社は、「確かな技術を基に、『お客さまのニーズ』に合致する高品質の製品を提供し、『顧客満足度』を高めること」を通じて、企業の存在価値と企業価値の向上に継続的に取り組み、社会的貢献と企業の利益創出の同時実現を目指して、社会の信頼を確保することを経営理念としております。「企業価値の向上」を実現するため、永年にわたり差別性の高い高付加価値商品の研究開発と製品化に経営資源を重点投入してまいりました。

また、この経営のベースとなったのは長い期間をかけて築きあげてきたお客様始め取引先等のステークホルダーとの密接な信頼関係であり、その維持・向上が今後とも大切であると考えております。

一方、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題と認識しており、健全かつ透明性の高い経営体制の確保並びに経営の意思決定の迅速化と効率化に努め、株主をはじめ全てのステークホルダーにとっての企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制づくりに取り組んでおります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みの概要

当社は会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。その概要は以下のとおりであります。

a．本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

b．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすること及び結果として同様なることを目的とする当社株券等の買付行為とします。また、この買付行為を大量買付行為といい、かかる買付行為を行う者を大量買付者といいます。

c．特別委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会規程に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外監査役のいずれかに該当する者の中から選任します。

d . 大量買付ルールの概要

() 大量買付者による意向表明書の当社への事前提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、まず、大量買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む大量買付の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

() 大量買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大量買付者に対して、大量買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）のリストを記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付します。そして、大量買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。また、当社取締役会は、大量買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で（最初に大量買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

() 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提出を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大量買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定し、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ公表いたします。

() 大量買付行為が実施された場合の対応方針

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該大量買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合及び同ルールが遵守されている場合でも、当該大量買付行為が結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大量買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。

() 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催する場合があります。

() 大量買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大量買付行為待機期間とします。そして大量買付行為待機期間においては、大量買付行為は実施できないものとします。従って、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

e. 本プランの有効期限等

本プランは、2018年6月開催の当社第171回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期限は本株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページにその開示資料を掲載しておりますのでご参照ください(<https://www.nippi-inc.co.jp/>)。

本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものであります。

また、本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足していること（経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものになっていること）、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること、株主意思を反映するものであること、独立性の高い社外者の判断の重視、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、251百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度において計画中であった主要な設備のうち、当第2四半期連結累計期間に完成したものは次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資総額	完了年月
(株)ニッピ	静岡県 富士宮市	ゼラチン関連事業	コラーゲンペプチド 製造工場	3,275百万円	2019年8月

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,550,000
計	11,550,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年12月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,889,000	2,889,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式で単元 株式数は100株であります。
計	2,889,000	2,889,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月30日		2,889		4,404		1,186

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	2019年9月30日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社リーガルコーポレーション	千葉県浦安市日の出2-1-8	415,545	14.45
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	222,600	7.74
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	118,500	4.12
中央建物株式会社	東京都中央区銀座2-6-12	116,400	4.05
東京建物株式会社	東京都中央区八重洲1-9-9	100,000	3.48
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	89,000	3.09
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	70,600	2.45
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	69,800	2.43
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	60,000	2.09
特種東海製紙株式会社	静岡県島田市向島町4379	50,000	1.74
計		1,312,445	45.63

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	2019年9月30日現在
			内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,867,900	28,679	
単元未満株式	普通株式 8,400		
発行済株式総数	2,889,000		
総株主の議決権		28,679	

(注) 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己株式2株が含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	2019年9月30日現在	
				所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ニッピ	足立区千住緑町1-1-1	12,700		12,700	0.44
計		12,700		12,700	0.44

2 【役員】の状況

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,121	3,808
受取手形及び売掛金	1, 3 8,564	1 8,815
商品及び製品	7,533	7,298
仕掛品	448	604
原材料及び貯蔵品	1,221	1,500
未収還付法人税等	222	2
未収消費税等	366	547
その他	626	689
貸倒引当金	76	76
流動資産合計	23,027	23,189
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,940	9,472
機械装置及び運搬具（純額）	919	2,704
土地	27,535	27,535
リース資産（純額）	52	40
建設仮勘定	3,495	194
その他（純額）	137	151
有形固定資産合計	40,080	40,098
無形固定資産		
リース資産	8	138
その他	183	198
無形固定資産合計	191	336
投資その他の資産		
投資有価証券	4,217	4,080
長期貸付金	36	36
繰延税金資産	29	103
破産更生債権等	5	3
退職給付に係る資産	22	17
その他	396	396
貸倒引当金	104	100
投資その他の資産合計	4,604	4,537
固定資産合計	44,876	44,972
繰延資産	5	3
資産合計	67,910	68,166

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 8,456	8,101
短期借入金	2 12,421	2 11,519
1年内償還予定の社債	160	80
リース債務	32	48
未払法人税等	131	194
未払消費税等	246	101
賞与引当金	501	438
役員賞与引当金	45	43
ポイント引当金	56	56
その他	1,152	1,894
流動負債合計	23,204	22,475
固定負債		
社債	200	200
長期借入金	8,226	8,349
長期未払金	470	735
リース債務	50	141
繰延税金負債	902	922
再評価に係る繰延税金負債	4,071	4,071
役員退職慰労引当金	505	507
退職給付に係る負債	2,130	2,142
資産除去債務	6	6
その他	233	221
固定負債合計	16,798	17,299
負債合計	40,003	39,775
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,404	4,404
資本剰余金	1,930	1,930
利益剰余金	11,376	11,981
自己株式	37	37
株主資本合計	17,674	18,278
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,085	989
繰延ヘッジ損益	3	17
土地再評価差額金	8,775	8,775
為替換算調整勘定	114	70
退職給付に係る調整累計額	242	222
その他の包括利益累計額合計	9,730	9,596
非支配株主持分	502	516
純資産合計	27,907	28,391
負債純資産合計	67,910	68,166

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
売上高	22,142	21,973
売上原価	17,989	16,916
売上総利益	4,153	5,057
販売費及び一般管理費	1 3,954	1 3,967
営業利益	198	1,090
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	87	92
為替差益	75	-
持分法による投資利益	7	3
その他	45	24
営業外収益合計	219	123
営業外費用		
支払利息	94	97
手形売却損	14	14
為替差損	-	21
その他	23	23
営業外費用合計	132	157
経常利益	285	1,055
特別利益		
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産除却損	6	1
固定資産売却損	0	-
会員権評価損	-	1
土地開発関連費用	-	110
特別損失合計	6	113
税金等調整前四半期純利益	279	941
法人税、住民税及び事業税	144	190
法人税等調整額	31	19
法人税等合計	112	170
四半期純利益	166	771
非支配株主に帰属する四半期純利益	36	22
親会社株主に帰属する四半期純利益	129	748

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
四半期純利益	166	771
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25	97
繰延ヘッジ損益	15	17
為替換算調整勘定	55	43
退職給付に係る調整額	23	20
その他の包括利益合計	42	138
四半期包括利益	124	632
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	84	613
非支配株主に係る四半期包括利益	39	18

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	279	941
減価償却費	715	753
繰延資産償却額	2	1
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	3
賞与引当金の増減額(は減少)	10	63
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	2
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	47	58
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	15	16
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	26	2
受取利息及び受取配当金	90	95
支払利息	94	97
為替差損益(は益)	18	6
持分法による投資損益(は益)	7	3
固定資産除却損	6	1
固定資産売却損益(は益)	0	-
会員権評価損	-	1
土地開発関連費用	-	110
売上債権の増減額(は増加)	166	280
たな卸資産の増減額(は増加)	621	217
仕入債務の増減額(は減少)	10	329
未払消費税等の増減額(は減少)	104	14
その他の資産の増減額(は増加)	28	68
その他の負債の増減額(は減少)	65	250
小計	1,748	1,193
利息及び配当金の受取額	89	94
利息の支払額	100	96
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	522	74
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,214	1,266
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	0	0
有形固定資産の取得による支出	1,263	350
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形固定資産の取得による支出	-	70
貸付けによる支出	3	0
貸付金の回収による収入	0	0
出資金の払込による支出	16	-
その他	1	22
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,285	443

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	337	866
長期借入れによる収入	1,545	2,500
長期借入金の返済による支出	2,105	2,401
社債の償還による支出	200	80
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	172	143
非支配株主への配当金の支払額	2	4
リース債務の返済による支出	21	16
長期未払金の返済による支出	204	111
財務活動によるキャッシュ・フロー	823	1,125
現金及び現金同等物に係る換算差額	20	10
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	915	313
現金及び現金同等物の期首残高	5,120	3,948
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 4,204	1 3,635

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形割引高	369百万円	192百万円
受取手形裏書譲渡高	446 "	403 "

2 コミットメントライン契約

運転資金の必要調達額の確保及び効率的資金運用を行うため取引銀行8行とコミットメントラインの設定契約を締結しております。

当第2四半期連結会計期間末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
コミットメントラインの総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	500 "	"
差引額	2,500 "	3,000 "

3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形	48百万円	
支払手形	137 "	

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
運賃及び荷造費	452百万円	463百万円
広告宣伝費	618 "	695 "
給料及び手当	705 "	711 "
賞与引当金繰入額	212 "	200 "
役員賞与引当金繰入額	48 "	43 "
退職給付費用	43 "	41 "
役員退職慰労引当金繰入額	26 "	23 "
貸倒引当金繰入額	4 "	1 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
現金及び預金	4,378百万円	3,808百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	173 "	173 "
現金及び現金同等物	4,204 "	3,635 "

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自2018年4月1日至2018年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	172	60	2018年3月31日	2018年6月29日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143	50	2019年3月31日	2019年6月28日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	合計
	コラーゲン・ケーシング事業	ゼラチン 関連事業	化粧品 関連事業	皮革 関連事業	賃貸・不 動産事業	食品その 他事業	計		
売上高									
外部顧客への売上高	4,896	4,857	2,138	5,417	387	4,445	22,142		22,142
セグメント間の内部売上高又は振替高	4			6	1,005		1,016	1,016	
計	4,901	4,857	2,138	5,423	1,392	4,445	23,159	1,016	22,142
セグメント利益又は損失()	551	394	43	180	734	110	912	714	198

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額の区分は報告セグメントに含まれない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	合計
	コラーゲン・ケーシング事業	ゼラチン 関連事業	化粧品 関連事業	皮革 関連事業	賃貸・不 動産事業	食品その 他事業	計		
売上高									
外部顧客への売上高	5,057	4,992	2,330	5,009	398	4,184	21,973		21,973
セグメント間の内部売上高又は振替高		4			761		766	766	
計	5,057	4,997	2,330	5,009	1,159	4,184	22,739	766	21,973
セグメント利益	408	485	20	163	543	123	1,744	654	1,090

(注) 1 セグメント利益の調整額の区分は報告セグメントに含まれない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	45.12円	260.25円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	129	748
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	129	748
普通株式の期中平均株式数(株)	2,876,510	2,876,430

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年12月13日

株式会社ニッピ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦 光

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 川 福 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッピの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニッピ及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。